（表　　面）

別紙１

（あて先）奈良市長

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 〒　　　－　　TEL(　　　）　　－　　　　　FAX(　　　）　　 －　　　 |
| (ふりがな) |  |
| 名　　　称 |  |
| (ふりがな) |  |
| 理事長の氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 申　請　年　月　日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 定款変更の内容及び 理 由 | 内　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

（裏　　面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

 (注意)

　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

　２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

　　　また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

　３　この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。(次頁からの一覧表を参照のこと。)

　４　記名押印に代えて署名することができる。

（表　　面）

【見本】

（あて先）奈良市長

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 〒　　　－　　TEL(　　　）　　－　　　　　FAX(　　　）　　－　　　 |
| (ふりがな) |  |
| 名　　　称 |  |
| (ふりがな) |  |
| 理事長の氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 申　請　年　月　日変更する項、（号）の単位で記載 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 定款変更の内容及び 理 由 | 内　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| （目的）第一条（１）第一種社会福祉事業1. 特別養護老人ホーム○○園の設置経営
2. 特別養護老人ホーム△△苑の設置経営

（２）第二種社会福祉事業1. 老人デイサービス事業（○○園）
2. 老人居宅介護等事業（○○園）

（経営の原則）第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。 | （目的）第一条（１）第一種社会福祉事業（イ）特別養護老人ホームの経営変更部分には下線を入れる事（２）第二種社会福祉事業（イ）老人デイサービス事業の経営（削除）（経営の原則）第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。　 | 定款準則の一部改正に準拠した事業表記の変更（事業種類ごとに統一）（イ）と（ロ）を事業種類で統一事業種類の廃止定款準則の一部改正に準拠した条文の変更 |

変更する項、（号）の単位で記載

（裏　　面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内　　　　　　　容 | 理　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| （評議員会の権限）第十条２　理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。（資産の区分）第一八条（１）土地（イ）～（ハ）…（略）（２）建物（イ）・（ロ）…（略） | （評議員会の権限）第十条２　理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。（資産の区分）第一八条（１）土地（イ）～（ハ）…（略）（ニ）奈良県奈良市○○町三丁目○番所在の土地（地積○○○平方メートル）（２）建物（イ）・（ロ）…（略）（ハ）奈良県奈良市○○町三丁目○番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根○階建　保育所○○保育園園舎一棟（床面積○○.○○平方メートル）全部事項証明書と間違いが無い様に注意する事 | 定款準則の一部改正に準拠した条文の変更土地の新規取得建物の新規取得 |

 (注意)

　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

　２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

　　　また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

　３　この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

　４　記名押印に代えて署名することができる。